

男女共同参画に関する市民意識調査

【調査ご協力のお願い】

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、宇城市では、「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めています。

この調査は、皆様の日常生活の実態や考えをお伺いすることで、男女共同参画に関する意識や現状を把握し、今後の男女共同参画行政に反映させていく基礎資料にするために行うものです。

なお、このアンケートは市内に在住する20歳以上の男女3,000人の方を無作為に選ばせていただきお送りしています。

お答えいただいた内容については、すべて統計的に処理し、調査の目的以外には使用いたしませんし、個別の内容を公表することはありませんので、ありのままを回答していただきますようお願いします。また、調査票、返信用封筒にお名前を記入する必要もありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成22年7月

宇城市長 篠崎 鐵男

【ご記入に当たってのお願い】

- 記入に当たっては、原則として封筒のあて名のご本人がお答えください。
- 質問ごとに当てはまる回答の番号を選び、その番号を○で囲んでください。○をつける数は、質問中の指示に従ってください。
- えんぴつまたはボールペンではっきりと記入してください。
- 各質問で「その他」にお答えいただいた方は、なるべく具体的にその内容をご記入ください。
- 調査票を記入後は、同封の返信用封筒に入れて 8月4日（水）までにポストに投函してください。 ※その際、切手を貼る必要はありません。

【お問い合わせ先】

宇城市役所 総務部 人権啓発課・男女共生係（浅井・對田）

TEL：32-1111（内線1251） FAX：32-0110

E-mail：jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp



(1)	性 別	1. 女性 2. 男性
(2)	年 齢	1. 20歳代 3. 40歳代 5. 60歳代 2. 30歳代 4. 50歳代 6. 70歳代以上
(3)	お 住 ま い	1. 三角町 3. 松橋町 5. 豊野町 2. 不知火町 4. 小川町
(4)	婚 姻 の 有 無	1. 結婚をしている（配偶者有り、事実婚を含む） 2. 結婚したが死別又は離別した 3. 結婚していない
(5)	職 業 （本人）	1. 自営業主 2. 家族従事者 1. 2はア～ウのいずれかにも○ } ア 農林漁業 イ 商工サービス業 ウ 自由業（特別な技能・技術・知識に基づく専門的職業のこと。医師、弁護士、作家等） 3. 正規雇用者：会社員、公務員などの給与所得者 4. 非正規雇用者：嘱託、臨時職員、パート、アルバイト、派遣社員等 5. 主婦・主夫 6. 学生 7. 無職 8. その他（具体的に： ）
(5)-2	職 業 （配偶者）	※（4）で「1 結婚をしている」と回答した方は、こちらもお答えください。 1. 自営業主 2. 家族従事者 1. 2はア～ウのいずれかにも○ } ア 農林漁業 イ 商工サービス業 ウ 自由業（特別な技能・技術・知識に基づく専門的職業のこと。医師、弁護士、作家等） 3. 正規雇用者：会社員、公務員などの給与所得者 4. 非正規雇用者：嘱託、臨時職員、パート、アルバイト、派遣社員等 5. 主婦・主夫 6. 学生 7. 無職 8. その他（具体的に： ）
(6)	家 族 構 成	1. ひとり暮らし（単身世帯） 4. 親と子と孫（3世代世帯） 2. 夫婦だけ（1世代世帯） 5. その他（具体的に： ） 3. 親と子（2世代世帯）
(6)-2	世 帯 で 最年少の方の年齢	※（6）で「3」「4」「5」と回答した方は、こちらもお答えください。 1. 乳幼児（0歳～小学校入学前） 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生以上



男女平等について



問2 あなたは、次に掲げる(1)～(9)までの分野で、男性と女性は平等であると思いますか。それぞれの分野について、あてはまるものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

	女性の方が非常に優遇 されている	どちらかといえば女性 が優遇されている	平等である	どちらかといえば男性 が優遇されている	男性の方が非常に優遇 されている	わからない
(1)家庭生活では	1	2	3	4	5	6
(2)就職・採用では	1	2	3	4	5	6
(3)職場では	1	2	3	4	5	6
(4)学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
(5)地域活動・社会活動の場では	1	2	3	4	5	6
(6)政治・政策決定の場では	1	2	3	4	5	6
(7)法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
(8)社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
(9)社会全体では	1	2	3	4	5	6



結婚観について



問3 次に掲げる(1)～(4)の分野で、あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
(1)結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
(2)精神的にも経済的にも安定するから、結婚したほうがよい	1	2	3	4	5
(3)結婚したら、離婚すべきでない	1	2	3	4	5
(4)夫婦が別々の姓（別姓）を名乗ってよい	1	2	3	4	5



家庭生活全般について



問4 あなたのご家庭では、次に掲げるようなことは、主にどなたの役割ですか。

(1)～(11)までのそれぞれについて、あてはまるものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

	主に自分	主に配偶者	自分と配偶者が同じくらい	その他※	家族全員で分担している	特に決まっていない	該当無し
(1) 家計を支えるための収入を得る	1	2	3	(4)	5	6	
(2) 家計の管理	1	2	3	(4)	5	6	
(3) 掃除	1	2	3	(4)	5	6	
(4) 洗濯	1	2	3	(4)	5	6	
(5) 食事の準備	1	2	3	(4)	5	6	
(6) 食事のあとかたづけ	1	2	3	(4)	5	6	
(7) 育児、子どものしつけ	1	2	3	(4)	5	6	7
(8) 子どもの教育方針の決定	1	2	3	(4)	5	6	7
(9) 親の世話(介護)	1	2	3	(4)	5	6	7
(10) 家庭の問題における最終的な決定	1	2	3	(4)	5	6	
(11) 地区の行事などの地域活動	1	2	3	(4)	5	6	

※ その他（具体的に：例：父、母、祖父、祖母など）

問5 あなたは、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------------|------------------|----------|
| 1. 賛成である | 3. どちらかといえば反対である | 5. わからない |
| 2. どちらかといえば賛成である | 4. 反対である | |

問6 あなたが家事(育児・介護を含む)に費やす時間は1日どれくらいですか。次のA・Bについて、それぞれ当てはまるものを1つずつ選び、その番号(1～6)に○を付けてください。

	全くして いない	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上
A 平 日	1	2	3	4	5	6
B 休 日	1	2	3	4	5	6



1. 子育てにお金がかかるから
2. 結婚年齢が上がっているから
3. 出産や育児に対する男性(夫)の理解や協力が少ないから
4. 出産・育児には女性の肉体的・精神的な負担が大きいから
5. 女性が働きながら子どもを育てる条件が整っていないから
6. 出産すると仕事を辞めなくてはならないから
7. 生き方が多様化し、結婚・子育ての生活を選ばない人が増えたから
8. 子どもを少なく産んで、大切に育てようとする人が増えたから
9. 子育てに望ましい環境が整備されていないから
10. 雇用の不安など、将来のくらしに希望が持ていないから
11. 結婚を望んでいても、相手が見つからずに結婚できない人が増えているから
12. その他（具体的に： ）
13. わからない

※子どもがいない方、またすでに養育が終了している方も、仮に「子どもをもつとしたら」として、お答えください。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
(1) 女の子も男の子も、経済的な自立を目指した教育が必要だ	1	2	3	4	5
(2) 女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術が必要だ	1	2	3	4	5
(3) 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい	1	2	3	4	5
(4) 学校での出席簿など、男女混合にした方がよい	1	2	3	4	5
(5) 男の子も女の子も、生まれもった個性・才能を可能な限りいかして育てた方がよい	1	2	3	4	5



女性の社会参画について



問9 あなたは、女性が職業を持つことについて、どう思いますか。(○は1つ)

1. 経済的自立のため、ずっと職業をもっている方がよい
2. 結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい
3. 子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい
4. 子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい
5. 女性は職業をもたない方がよい
6. その他（具体的に： _____）
7. わからない

問10 女性が職業を持ち続けるうえでの問題はどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

1. 育児休業や介護休業などを取りにくい雰囲気がある
2. 育児休業や介護休業制度などが十分整備されていない
3. 男女の待遇（賃金・昇進・仕事内容）に格差がある
4. 労働時間が長い
5. 転勤がある
6. 短期契約（1年更新の嘱託契約など）等の不安定な雇用形態がある
7. 教育・訓練を受ける機会が少ない
8. 女性の能力が正當に評価されない
9. 女性が長く勤め続けにくい雰囲気がある
10. ※セクシュアル・ハラスメントがある
11. 仕事を続けることへの家族の理解・協力が不十分である
12. 男性の側に、男女平等な立場で就労していこうとする意識が欠けている
13. 女性自身に職業を持ち続けようという意識がない
14. その他（具体的に： _____）
15. 特に問題はない

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な言葉や行動。



市木「桜」

問 11 自治会・PTAの会長など、地域の団体の代表や政治・行政・職場等の企画立案、決定の場に女性が少ない原因は何だと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため
2. 家事が忙しく時間がないから
3. 家庭の支援、協力が得られないから
4. 女性が代表だと組織が運営できるか不安であるため
5. 女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため
6. 地域において女性が代表となった前例が少ないため
7. 女性の積極性が不十分だから
8. その他（具体的に： ）
9. わからない



仕事、家庭、地域活動等の両立について



※問 12 は、現在職業をもっている人、以前職業を持っていた人におたずねします。それ以外の方は、問 13 にお進みください。

問 12 男女が働きやすい職場をつくるため、「育児休業」や「介護休業」という制度があります。あなたは、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。

1. ある 2. ない → 問 13 へ

※問 12 で、「1. ある」と答えた方におたずねします。

問 12-1 どの制度を取られましたか。(○は1つだけ)

1. 育児休業 2. 介護休業 3. 両方

問 13 育児休業や介護休業をとる男性が少ない理由は、何だと思われますか。(○はいくつでも)

1. 昇進や昇給に影響する恐れがある
2. 育児・介護休業は女性がとるものだ
3. 休業補償が少なく、家計に影響する
4. 仕事の量や責任が大きい
5. 職場の理解が得られないと思う
6. 女性の方が育児・介護に向いている
7. 男性は仕事を優先するべきだと考えているから
8. その他（具体的に： ）
9. わからない



市花「コスモス」

問14 あなたは現在、地域でどのような活動に参加していますか。また、今後参加してみたい活動は何ですか。(○はいくつでも)

	町内自治会・婦人会・老人会・消防団などの活動	PTAや子ども会などの活動	趣味・スポーツ・学習などの活動	消費生活や環境保護などの住民活動	福祉ボランティアなどの活動	審議会などの政策決定にかかわる活動	※その他の活動 ()	参加していない・参加したくない
(1) 現在参加している	1	2	3	4	5	6	7	8
(2) 今後参加したい	1	2	3	4	5	6	7	8

問15 あなたが地域活動へ参加する際に支障となること、または参加しない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 活動団体や活動内容を知らない | 7. 参加することに家族が協力的ではない |
| 2. 参加するきっかけがない | 8. 経済的余裕がない |
| 3. 仕事が忙しい | 9. 人間関係がわずらわしい |
| 4. 家事や育児、介護で忙しい | 10. その他(具体的に：) |
| 5. 健康・体力に不安がある | 11. 特になし |
| 6. 地域活動に関心がない | |

問16-① あなたが生活を送るうえで、希望に最も近いものを選んで○を付けてください。(○は1つだけ)

1. 「仕事」を優先したい
2. 「家庭生活」を優先したい
3. 「地域・個人の生活」を優先したい
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
8. わからない

用語の説明

「家庭生活」：家族と過ごすこと、家事、育児、介護など

「地域・個人の生活」：地域活動(ボランティア活動、社会参加活動など)、趣味・娯楽など

問 16ー② あなたの生活で、現実(現状)に最も近いものを1つだけ選んで○を付けてください。
(○は1つだけ)

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8. わからない

用語の説明
「家庭生活」：家族と過ごすこと、家事、育児、介護など
「地域・個人の生活」：地域活動（ボランティア活動、社会参加活動など）、趣味・娯楽など

問 17 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1. 男性自身が、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事などに参加することへの、女性の抵抗感をなくすこと
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
4. まわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること
5. 社会の中で、男性が家事などに参加することへの評価を高めること
6. 労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7. 男性自身が参加への関心を高めるよう、啓発や情報提供を進めること
8. 市が開催するセミナー等で、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
9. 男性の参加のための仲間（ネットワーク）づくりを進めること
10. その他（具体的に： _____）
11. 特に必要なことはない



三角西港

三角西港を含む九州・山口の近代化産業遺産群は世界遺産登録を目指しています。



配偶者などからの暴力について



問18 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:※DV防止法)が平成13(2001)年10月に施行されましたが、あなたはこの法律を知っていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 法律の内容まで知っている | 3. 知らない |
| 2. 名前は聞いたことがあるが内容は知らない | |

※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

親しい間柄にある男女(夫婦や元夫婦、パートナー)間における暴力のこと。身体的、精神的、経済的、性的、子どもを利用した暴力がある。

問19 あなたは、これまでに恋人や配偶者(事実婚や別居中、離婚後を含む)などの親しい間で、次のA～Nについてあてはまるようなことをされたことがありますか。あてはまるものを1つずつ選び、その番号(1～4)に○を付けてください。

		ある されたことが	ある したことが	どちらもある	どちらもない
身体への 攻撃	A 手でたたく・突き飛ばす、足でける	1	2	3	4
	B 身体を傷つける可能性のあるもので殴る	1	2	3	4
	C 命の危険を感じるほどの暴力	1	2	3	4
威嚇・ おどし	D 暴力をふるうふりをしておどす	1	2	3	4
	E ものを投げたり壊したりしておどす	1	2	3	4
	F 大声でどなって威嚇する	1	2	3	4
精神的・ 経済的 暴力	G 何を言っても、長時間無視し続ける	1	2	3	4
	H 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方を する	1	2	3	4
	I 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「安月給」「甲斐 性なし」「死ね」などとののしる	1	2	3	4
	J 社会活動や就職などを許さない	1	2	3	4
	K 交友関係や電話、郵便物、お金の使い道などを細かく 監視する	1	2	3	4
	L 生活費を渡さないなど、経済的に押さえつける	1	2	3	4
性的暴力	M 嫌がっているのに性的行為を強要する	1	2	3	4
	N 避妊に協力しない	1	2	3	4

※問 19 で1つでも「されたことがある」とお答えの方にお聞きします。該当しない方は問 20 へお進みください。

問 19-1 あなたはそのような行為を受けた時、どうしましたか。次の中で、当てはまる番号すべてに○を付けてください。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 1. 警察に連絡・相談した | 6. 家を出た(別居した) |
| 2. 女性相談所・役所の相談窓口・
人権擁護委員などに相談した | 7. 離婚した |
| 3. 家族・親族・友人に相談した | 8. 我慢した |
| 4. 民間の機関(弁護士会など)に相談した | 9. その他(具体的に:) |
| 5. 医師に相談した | 10. どこ(だれ)にも相談しなかった |

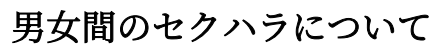
※問 19-1 で「8. 我慢した」や「10. どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。該当しない方は問 20 へお進みください。

問 19-2 それはなぜですか。次の中から当てはまる番号すべてに○を付けてください。(○はいくつでも)

1. どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから
2. 恥ずかしくて、だれにも言えなかったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことが分かった、仕返しをされたり暴力がさらにひどくなると思ったから
5. 相談担当者の言動により、不快な思いをすと思ったから
6. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままでやっていけると思ったから
7. 他人を巻き込みたくなかったから
8. 被害を受けたことを忘れたかったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 相談するほどのことではないと思ったから
11. その他(具体的に:)



市鳥「うぐいす」

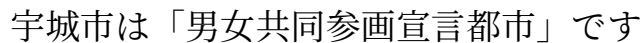


次のA～Jについて、当てはまる番号(1～4)すべてに○を付けてください。

	したことがある	されたことがある	見たたり聞いたたりしたことがある	まったくない
A 「男のくせに・・・」「女のくせに・・・」など差別的な言葉を言う	1	2	3	4
B 「結婚はまだ?」「子どもはまだ?」としつこく言う	1	2	3	4
C 性的な冗談や質問、冷やかしの言葉を言う	1	2	3	4
D 異性関係が派手だなどと、性的な噂(うわさ)を流す	1	2	3	4
E 異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする	1	2	3	4
F ヌード写真やわいせつな本を飾ったり見せびらかしたりする	1	2	3	4
G 接待や宴席で、酌やデュエット、ダンスを強要する	1	2	3	4
H 触る、抱きつく、しつこく付きまとう	1	2	3	4
I 地位や権限を利用して、性的関係を迫る	1	2	3	4
J 携帯電話やパソコンのメールでしつこく誘う	1	2	3	4

問 20-1 そのことについて、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。次の中から当てはまる番号すべてに○を付けてください。(○はいくつでも)

1. 上司・同僚に相談した
2. 職場内の相談窓口相談した
3. 労働局雇用均等室に相談した
4. 家族・友人・知人に相談した
5. その他（具体的に： ）
6. だれ（どこ）にも相談しなかった





人権の尊重について

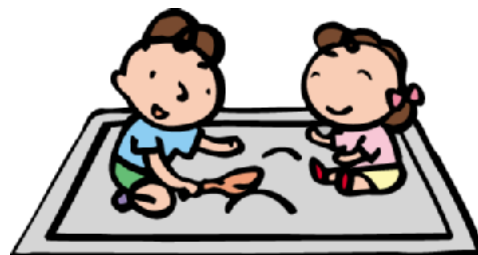


問 21 DV やセクハラなどの人権侵害をあらゆる分野からなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 相手を対等なパートナーとして見るような意識の啓発
2. 不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり
3. DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備
4. 苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実
5. 警察や医師及び職場の役職者といった被害者を発見しやすい人たちへの研修・啓発、ネットワークの強化
6. 学校での男女平等教育の推進
7. メディアの性・暴力表現の倫理強化
8. その他（具体的に： _____）
9. 特に必要なものはない

問22 あなたが、男性および女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1. 配偶者・パートナーからの暴力
（言葉の暴力を含む） | 6. 風俗営業 |
| 2. セクシュアル・ハラスメント
（性的嫌がらせ） | 7. 容姿を競うミスコンテストなどの開催 |
| 3. ストーカー行為（つきまとい） | 8. ヌード写真やポルノ雑誌など |
| 4. 売春・買春 | 9. 職場や仲間による言葉の暴力 |
| 5. 痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪 | 10. 就職の機会や賃金・昇進など男性との格差 |
| | 11. その他（具体的に： _____） |



問26 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを選んでください。
(○はそれぞれ1つずつ)

	よく 知っている	内容(意味)を多少 は知っている	名称(言葉)は 知っている	全く知らない
※アンペイド・ワーク	1	2	3	4
※ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	4
育児・介護休業法	1	2	3	4
家族経営協定	1	2	3	4
※ジェンダー	1	2	3	4
宇城市男女共同参画推進条例	1	2	3	4
男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
男女雇用機会均等法	1	2	3	4

※以下の用語の解説をご参照ください。

※アンペイド・ワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを享受する主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲とされています。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

※ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別がある一方で、社会通念や慣習の中で社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があります。このような男性、女性の別を「ジェンダー（社会的性別）」といいます。



問27 「男女共同参画社会」を実現していくために、宇城市の施策に望むものは何ですか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は3つまで)

- １．性別による役割分担の意識を是正するための啓発・広報
- ２．市の各種審議会の委員・管理職等、政策・方針を決定する場合へ、女性を積極的に登用する
- ３．リーダー養成など女性の人材育成の推進
- ４．女性の就業支援として、研修やセミナーを実施する
- ５．職場における賃金・女性の管理職登用など、男女均等な取扱いについての周知徹底
- ６．育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める
- ７．子育て支援サービスの充実
- ８．広報誌や講演会などによる男女の平等と相互の理解や協力についての啓発
- ９．男性のために、家事能力を高める講座を開く
- １０．国際交流による理解や強調の促進
- １１．DV、セクハラ、※パワハラ防止への広報等での啓発
- １２．男女共同参画社会づくりの拠点施設の設置
- １３．農林漁業の分野における男女共同参画の推進
- １４．学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習の充実
- １５．その他（具体的に： ）
- １６．特になし

※パワハラ

会社や学校などで、職権や地位などの差を背景に、継続的に人格と尊厳を傷つける言動。そのような言動により、就労・就学環境を悪化させる、あるいは就労・就業の継続に対し不安を与える行為のこと。

男女共同参画に関するご意見やご要望をご自由にお書きください。

[illegible]

質問はこれで終了です。お忙しい中調査にご協力いただき、ありがとうございました。
この結果につきましては、広報うきおよび宇城市ホームページ
(<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>) に掲載予定です。

